

## 契約書（案）

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦（以下「発注者」という。）は、  
（以下「受注者」という。）と、平成 27 年度皇居外苑で使用する電気①楠公の需給について下記条項により契約を締結する。

### 記

#### （契約の目的）

第 1 条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

#### （契約金額）

第 2 条 契約金額（単価）は別紙内訳書のとおりとする。

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上契約金額を改定することができる。

#### （需要場所及び期間）

第 3 条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 東京都千代田区皇居外苑 1 - 1

期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

#### （契約保証金）

第 4 条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

#### （再委任等の禁止）

第 5 条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

#### （使用電力量の増減）

第 6 条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第8条 受注者は、原則として毎月1日(以下「計量日」という。)に使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条の検査終了後、契約電力に第2条に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。)(以下「基本料金」という。)に、当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額(以下、「電力量料金」という。)を加算した金額に、燃料費調整を加えた額又は差し引いた額(その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)を、1月毎に発注者に請求できるものとする。

「基本料金＝基本料金単価×(185%－力率)×契約電力」

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に受注者に支払うものとする。
- 3 前項に寄りがたい場合は、発注者及び受注者が協議の上支払期限日を定めるものとする。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、第10条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

- 第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者及び受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

- 第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(契約の解除)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
  - 三 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
  - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第15条 受注者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

- 第16条 天災その他不可抗力の原因又は第15条第1項第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- 2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 受注者が前二項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第17条 発注者は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 受注者は、発注者が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

- 第18条 受注者は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 受注者は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第19条 受注者は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標

ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第20条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第21条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者	住所	東京都千代田区皇居外苑1-1
	氏名	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦 印

受注者	住所	
	氏名	印

# 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 件 名 平成27年度皇居外苑で使用する電気①楠公  
(2) 需 要 場 所 皇居外苑  
(東京都千代田区皇居外苑)  
(3) 業種及び用途 官公署 (公園)

## 2. 仕 様

### (1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式  
② 供給電圧 (標準電圧) : 6, 600V  
③ 計量電圧 (標準電圧) : 6, 600V  
④ 標準周波数 : 50Hz  
⑤ 受電方式 : 1回線受電  
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 433kW  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)  
② 予定使用電力量 : 994, 800kWh  
(別紙1 : ①楠公月別予定使用電力量)

### (3) 使用期間

自平成27年4月1日0:00 から 至平成28年3月31日24:00

### (4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有  
② 電力会社の検針方法 : 訪問検針  
③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)

### (5) 需給地点

皇居外苑構内の東京電力株式会社のキャビネット内 UGS1次側接続点。

### (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 発注者が別に定める分担率により、発注者及び分担先から支払うこととする。
- ② 毎月の分担額は、受注者から当月確定額の通知を受領した日から5日以内（ただし土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日は除く）に発注者から受注者へ通知することとする。
- ③ 受注者は発注者からの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(9) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定である。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。  
出力20kw 電圧200V 1台
- ④ 太陽光発電設備を有している。  
出力136.3kw
- ⑤ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東地域の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ⑥ この仕様書に定めのない供給条件については、関東地域の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）等をもとに協議するものとする。
- ⑦ その他、この仕様書に定めのない事項については発注者と受注者協議の上、決定するものとする。



## 内 訳 書

期間（月）	基本料金単価 （1キロワット、1月あたり）	電力量料金単価 （1キロワット時あたり）
平成27年 4月		時間帯により単価が変わる場合は適宜 欄を追加する
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
平成28年 1月		
2月		
3月		

\*単価には消費税及び地方消費税の額を含む。

## 契約書（案）

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦（以下「発注者」という。）は、  
（以下「受注者」という。）と、平成27年度皇居外苑で使用する電気②和田倉の需給について下記条項により契約を締結する。

### 記

#### （契約の目的）

第1条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

#### （契約金額）

第2条 契約金額（単価）は別紙内訳書のとおりとする。

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上契約金額を改定することができる。

#### （需要場所及び期間）

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 東京都千代田区皇居外苑3

期 間 平成27年4月1日から平成28年3月31日

#### （契約保証金）

第4条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

#### （再委任等の禁止）

第5条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

#### （使用電力量の増減）

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第8条 受注者は、原則として毎月1日(以下「計量日」という。)に使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第8条の検査終了後、契約電力に第2条に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。)(以下「基本料金」という。)に、当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額(以下、「電力量料金」という。)を加算した金額に、燃料費調整を加えた額又は差し引いた額(その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)を、1月毎に発注者に請求できるものとする。

「基本料金=基本料金単価×(185%-力率)×契約電力」

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に受注者に支払うものとする。
- 3 前項に寄りがたい場合は、発注者及び受注者が協議の上支払期限日を定めるものとする。

(支払遅延利息)

第11条 発注者は、第10条の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

- 第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者及び受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

- 第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(契約の解除)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
  - 三 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
  - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第15条 受注者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

- 第16条 天災その他不可抗力の原因又は第15条第1項第2号の規定によらないで受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- 2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 受注者が前二項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

- 第17条 発注者は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 受注者は、発注者が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （表明確約）

- 第18条 受注者は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 受注者は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

- 第19条 受注者は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標

ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第20条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第21条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区皇居外苑1-1  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 石塚 文彦 印

受注者 住 所  
氏 名 印

# 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 件 名 平成27年度皇居外苑で使用する電気②和田倉  
(2) 需 要 場 所 皇居外苑  
(東京都千代田区皇居外苑)  
(3) 業種及び用途 官公署 (公園)

## 2. 仕 様

### (1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式  
② 供給電圧 (標準電圧) : 6, 600V  
③ 計量電圧 (標準電圧) : 6, 600V  
④ 標準周波数 : 50Hz  
⑤ 受電方式 : 1回線受電  
⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 253kW  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)  
② 予定使用電力量 : 668, 100kWh  
(別紙1 : 月別予定使用電力量)

### (3) 使用期間

自平成27年4月1日0:00 から 至平成28年3月31日24:00

### (4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有  
② 電力会社の検針方法 : 訪問検針  
③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)

### (5) 需給地点

皇居外苑構内の東京電力株式会社のキャビネット内 UGS1次側接続点。

### (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。



(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 発注者が別に定める分担率により、発注者及び分担先から支払うこととする。
- ② 毎月の分担額は、受注者から当月確定額の通知を受領した日から5日以内（ただし土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日は除く）に発注者から受注者へ通知することとする。
- ③ 受注者は発注者からの分担通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(9) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定である。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。  
60kw 1台
- ④ 太陽光発電設備を有している。  
出力53.5kw
- ⑤ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東地域の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ⑥ この仕様書に定めのない供給条件については、関東地域の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）等をもとに協議するものとする。
- ⑦ その他、この仕様書に定めのない事項については発注者と受注者協議の上、決定するものとする。

## 内 訳 書

期間（月）	基本料金単価 （1キロワット、1月あたり）	電力量料金単価 （1キロワット時あたり）
平成27年 4月		時間帯により単価が変わる場合は適宜 欄を追加する
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
平成28年 1月		
2月		
3月		

\*単価には消費税及び地方消費税の額を含む。